

## 芦屋町文化財保護委員会設置条例 (平成19年3月19日条例第11号)

最終改正:令和4年6月21日条例第16号

改正内容:令和4年6月21日条例第16号 [令和4年7月1日]

○芦屋町文化財保護委員会設置条例

平成19年3月19日条例第11号

### 改正

令和4年6月21日条例第16号

芦屋町文化財保護委員会設置条例

(設置)

**第1条** 芦屋町の主要文化財の保存及び活用並びに文化財に関する調査研究を行うため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項の規定に基づく地方文化財保護審議会として、芦屋町文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、町長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して町長に建議する。

(定数)

**第3条** 委員の定数は7名とする。

(委嘱)

**第4条** 委員は、文化財に関し、高い識見を有する者の中から町長が委嘱する。

(任期)

**第5条** 委員の任期は4年とする。ただし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当)

**第6条** 委員の担当区分は、次のとおりとする。

- (1) 有形文化財
- (2) 無形文化財
- (3) 有形民俗文化財
- (4) 無形民俗文化財
- (5) 史跡名勝天然記念物

(会長及び副会長)

**第7条** 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を必要と認めるとき招集し、議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第8条** 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、多数決により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

**第9条** 委員の報酬及び費用弁償については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

(事務局)

**第10条** 委員会の事務局は、芦屋釜・歴史文化課に置く。

(その他)

**第11条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、19年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年6月21日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。